

(5) その他

ア 調査票情報の保存期間及び保存責任者

【変更の概要】

調査計画のうち、「11 調査票情報の保存期間及び保存責任者」において、永年保存として
いる「結果原表」を削除する。

変 更 案			現 行		
調査票等	保存期間	保存責任者	調査票等	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	1年間	文部科学大臣	記入済み調査票	1年間	文部科学大臣
調査票の内容を収録した 磁気媒体	永年	同上	結果原表及び調査票の内 容を収録した磁気媒体	永年	同上
関係書類	1年間	都道府県教育委員 会	関係書類	1年間	都道府県教育委員 会

【審査結果】

「結果原表」とは、調査結果の集計作業の途中段階におけるデータ（集計表）を出力した
ものであり、文部科学省において現在、使用している情報システムにより作成することがで
きるものである。しかしながら、集計途上のデータに係る作業は、同システムにより作成さ
れる別途の電子ファイルを用いることで足りるため、近年、「結果原表」の作成実績はなく、
平成 27 年 1 月から当該情報システムが新システムに移行することに伴い、「結果原表」の作
成機能は削除することとされている。

このため、本件変更により、保存の対象とする調査票情報^(注1)の範囲から「結果原表」を
削除することとしているが、これについては、今後、本調査において作成されることはなく、
また、これまでも永年保存の対象となる「結果原表」は作成されていないことから、適当で
あると考える。

(注 1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（定義）

第 2 条

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、
図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することがで
きない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

(注 2) 統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）（抄）

（基幹統計調査の承認の申請書に記載すべき事項）

第 3 条 法第 9 条第 2 項第 9 号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 調査票情報の保存期間及び保存責任者
- 二 (略)

イ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除

【変更の概要】

調査計画のうち「13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）」を削除する。

変更案	現行
(削除)	13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更） 東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添2のとおり。

【審査結果】

本項目は、本調査の平成23年度調査の実施時に、平成23年の東日本大震災の被害が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県（以下「東北3県」という。）について、調査票の回収や審査・確認業務等を行う東北3県の教育委員会の負担軽減を図るために設けられたものであり、具体的には以下の措置を採るものであった。

① 調査対象の属性的範囲及び報告を求める者の変更

東北3県における調査対象の属性的範囲について、民間体育施設を調査対象から除外する^(注)。これに伴い、民間体育施設について、報告を求める者の数を523施設削減する。

② 報告を求める事項の変更

東北3県においては、施設職員数、施設の設置者、施設・設備に関する事項など、把握が容易であり、特段、過去の資料を調べなくても回答可能な項目に限定して調査する。

しかしながら、現在は、東北3県においても他の都道府県と同様の調査項目により、かつ、民間体育施設も調査対象に含めて本調査を実施することが可能となったため、本件変更により本項目を削除するものである。

これについては、本調査の実施に当たっての東日本大震災の影響が解消されたことによる変更であることから、適当であると考えます。

(注) 民間体育施設については、東北3県の管内市町村教育委員会が、当該施設の存在について現地確認を行った上で調査を行うこととなっており、他の施設の調査に比べ業務負担が大きいとの判断により、調査対象から除外されたものである。